

2013年 2月 吉日

お客様各位

日本オラクル株式会社
代表執行役社長
最高経営責任者 遠藤 隆雄

ライセンスとサポート・サービスの同時購入について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にお客様にもご承知かと存じますが、弊社のライセンスにおきましては、サポート契約をご締結頂く際の最小の単位である「ライセンス・セット」及び「サービス・レベルの一致」といった契約上のポリシーがございます。

これは、ライセンスをご購入頂くお客様に広く製品及びサポートの価値を享受して頂く目的と合わせ、サポート・サービスご契約ユーザー様専用のサービス（ベネフィット）が不正に流用・誤用されることを防ぐ目的で全世界のオラクル共通で定める販売ポリシーとなっております。

しかしながら、お客様の法人単位でのサポート契約の管理や確認の難しさがあることや、特に弊社のパートナーによる間接販売が主流の日本においては、お客様が複数のパートナーからライセンスを購入されている場合にとりわけサポート契約のポリシー周知徹底が難しい面があり、一部のお客様におかれましては部分的なサポート契約の締結となっている状況が未だに散見されます。

つきましては、新たにライセンスをご購入頂く際には、必ず該当製品のサポート契約を同時にご締結頂きますようお願い致します（下記例外事項に該当することが確認できた場合を除きます）。

なお、今回のご説明内容に関しては、あくまでも現時点での内容であり、将来変更になる可能性がある旨予めご理解、ご了承の程お願い致します。ライセンス・セットの定義、サービス・レベルの一致を含む、最新の日本オラクルのサポート・サービスの内容に関しては日本オラクルホームページ上のテクニカル・サポート・ポリシー（<http://www.oracle.com/lang/jp/support/policies.html>）にてご確認頂けます。

詳細に関するお問い合わせ及びご相談は、弊社又は弊社パートナーまでご連絡願います。

今後ともより良いサービスの提供を目指して努力する所存ですので、引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新規ライセンスご購入とサポート契約のご締結について

新たに弊社ライセンスをご購入頂く際には、該当製品に対するサポート契約を同時にご締結頂きますようお願い致します。

ただし、以下の例外条件に合致する場合を除きます。

<サポート契約の締結が必須ではない例外条件>

- a) お客様の法人単位で同一ライセンス・セット製品に対する一切のサポート契約を締結しない場合。
- b) 旧ライセンス・セットの定義（2009年5月31日までに使用権許諾されたライセンスに関しては、旧ライセンス・セット定義の適用が継続されます）に則り、サポート契約が締結されていない「システム」に対してライセンスを追加購入する場合。

なお、上記いずれの場合においても、後日サポート契約の締結をご希望の際は、通常料金に加え、再契約料金（後述）が適用となりますので、ご注意願います。再契約料金に関しては上述ホームページ上のテクニカル・サポート・ポリシーにてご参照頂くことができます。

2. テクニカル・サポート・ポリシー記載内容について

ホームページ上のテクニカル・サポート・ポリシーには、ライセンス・セット、サービス・レベルの一致、及び、再契約料金等のポリシーが公開されています。以下に現時点でのポリシーの抜粋を記載致します。最新の詳細情報は弊社ホームページにてご確認願います。

～ 抜粋 ～

ライセンス・セット

<2009年6月1日以降にライセンスを購入する場合>

1つのライセンス・セットは、お客様が使用権許諾されている単一のオラクル・プログラムのライセンスのすべてにより構成されます。ただし、(i)そのオプション（例：*Oracle Database Enterprise Edition*と*Enterprise Edition Options ; Purchasing*と*Purchasing Options*等）、*Enterprise Manager*製品（例：*Oracle Database Enterprise Edition*と*Diagnostics Pack*等）、又は*self-service module*（例：*Human Resources*と*Self-Service Human Resources*等）を含みます。又は、(ii)同一のソースコードを共有しているプログラムを含みます(*)。
*Oracle Partner Network*又は*Oracle Technology Network*を通じて許諾される*Development Licenses*及び*Demonstration Licenses*には、ライセンス・セットの定義は適用されません。*Crystal Ball*プログラムについて、ライセンス・セットは単一のご注文の中に含まれる同一製品のライセンスとして定義されます。

(*) 「同一のソースコードを共有しているプログラム」とは、以下のものとなります。

- ① *Database Enterprise Edition*、*Database Standard Edition*、*Standard Edition One*、*Database Personal Edition*、
又は、
- ② *Internet Application Server Enterprise Edition*、*Internet Application Server Standard Edition*、*Internet Application Server Standard Edition One*、
又は、
- ③ *WebLogic Server Enterprise Edition*、*WebLogic Server Standard Edition*、*WebLogic Suite*、*Web Tier*

<2009年5月31日までにライセンスを購入した場合>

データベース製品、及びデータベース関連製品の1つのライセンス・セットは、1つのシステム(*)上で使用され、お客様が使用権許諾されている単一のオラクル製品のライセンスのすべてにより構成されます(ただし、そのオプション(例: Oracle Database Enterprise Editionとそのオプション等)、又は、同一のソースコードから成り立つものを含みます(**))。

また、Enterprise Managerや一部のオプション製品等で、他のシステムを管理するような場合は、その管理対象となるシステムも同一ライセンス・セットとみなします。

(*) 一つのシステムとは、以下のいずれかにあてはまる場合をいいます。

- ・ 単一の業務アプリケーションで構築された場合
- ・ 複数の業務アプリケーションが1台のコンピュータ上で構築された場合
- ・ 複数の業務アプリケーションがデータを共有している場合

(**) 「同一のソースコードを共有しているプログラム」とは、以下のものとなります。

- ① Database Enterprise Edition、Database Standard Edition、Standard Edition One、Database Personal Edition、
又は、
- ② Internet Application Server Enterprise Edition、Internet Application Server Standard Edition、Internet Application Server Standard Edition One、
又は、
- ③ WebLogic Server Enterprise Edition、WebLogic Server Standard Edition、WebLogic Suite、Web Tier

サービス・レベルの一致

テクニカル・サポートを購入する場合、どのライセンス・セットにおいても、テクニカル・サポート・サービスのレベル(例: Software Update Licenses & Support、もしくは、サポート非締結)を同じにしなければなりません。Extended Supportを追加で購入する場合、該当のライセンス・セット全体に対して製品サポート

(Software Update License & Support)を維持しなければなりません。提供可能であることを前提として、プログラムのある特定のバージョン・リリースのライセンスに対してExtended Supportを購入する場合、ライセンス・セット内の当該バージョン/リリース全てに対して購入しなければなりません。1つのライセンス・セット内にある一部のライセンスのみのサポートを購入することは出来ず、サポート非締結のライセンスは終了してライセンス・セットを減らさなくてはなりません。その際はライセンスの終了について“termination letter”にて文書で証明して頂くこととなります。

テクニカル・サポートの再契約

テクニカル・サポートが失効した場合、又は、プログラム・ライセンス購入時にテクニカル・サポートが購入されていなかった場合、再契約料金が適用されます。再契約料金は、以下の通り算出されます。a) テクニカル・サポートが失効した場合、再契約料金は、関連するプログラムに対して直近で支払ったテクニカル・サポート料金(年額相当金額)の150%になります。b) 関連するプログラムに対してテクニカル・サポートが購入されていなかった場合、再契約料金は、(再)契約の時点で有効なオラクルのサポート価格ポリシーに従って計算される、当初より関連のプログラムに対してサポートが注文されていた場合に請求されるべきテクニカル・サ

ポート料金の150%になります。(a)の再契約料金は、テクニカル・サポートが注文された日から失効日に遡る期間で按分計算したものとなります。(b)の再契約料金は、当初のプログラム・ライセンス許諾日に遡り按分計算したものとなります。

上述の再契約料金に加えて、テクニカル・サポート料金は、該当のサポート期間に対してお支払い頂く必要があります。この場合のテクニカル・サポート料金は、以下の通り算出されます。(i)テクニカル・サポートが失効した場合、12か月のサポート期間に対するテクニカル・サポート料金は、関連するプログラムに対して直近で支払ったテクニカル・サポート料金(年額相当料金)となります。(ii)関連するプログラムに対してテクニカル・サポートが購入されていなかった場合、12か月のサポート期間に対するテクニカル・サポート料金は、(再)契約の時点で有効なオラクルのサポート価格ポリシーに従って計算される、当初より関連のプログラムに対してサポートが注文されていた場合に請求されるべき料金となります。更新時調整料金は、上述の(i)及び(ii)の年額サポート料金に適用される場合があります。

お客様が、以前にオラクルの正規販売店からテクニカル・サポートを購入しており、今般、直接オラクルからテクニカル・サポートを購入する場合、再契約料金及びお客様のテクニカル・サポート料金にアップリフトが追加される場合があります。ライセンス・セット内の全てのサポートを再契約しない場合、又は、1つの注文書のライセンスの一部のみサポートを再契約する場合、「ライセンス・セット」、「サービス・レベルの一致」及び後述の「ライセンスの減少後又はサポート・レベルの低下後の料金」が適用されます。

以上